

岩 手 県 報

号 外
平成18年3月8日
水 曜 日

毎週火・金曜日2回発行

目 次

条 例	頁
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農村計画課) 1
○勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例……………	(労政能力開発課) 2
○緑化センター条例の一部を改正する条例……………	(緑化推進課) 4
○水産科学館条例の一部を改正する条例……………	(水産振興課) 6
○岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) 7

公布された条例のあらまし

●国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第1号)

平成10年度に完了した農地開発事業に係る負担金の徴収期間を延長することとした。(附則第3項関係)

●勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 指定管理者による管理について定めることとした。(第1条の2関係)
- 2 指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。(第1条の3関係)
- 3 利用料金制度の導入に伴い、所要の改正をすることとした。(第6条～第8条、別表関係)
- 4 その他所要の改正をすることとした。(第2条、第3条、第5条、第9条、第10条関係)

●緑化センター条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 指定管理者による管理について定めることとした。(第1条の2関係)
- 2 指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。(第1条の3関係)
- 3 利用料金制度の導入に伴い、所要の改正をすることとした。(第6条～第8条、別表関係)
- 4 その他所要の改正をすることとした。(第2条、第3条、第5条、第9条、第10条関係)

●水産科学館条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 指定管理者による管理について定めることとした。(第1条の2関係)
- 2 指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。(第1条の3関係)
- 3 利用料金制度の導入に伴い、所要の改正をすることとした。(第5条～第7条、別表関係)
- 4 その他所要の改正をすることとした。(第2条、第4条、第8条、第9条関係)

●岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 指定管理者による管理について定めることとした。(第16条関係)
- 2 指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。(第16条の2関係)
- 3 利用料金制度の導入に伴い、所要の改正をすることとした。(第16条の3、別表第1、別表第3関係)

条 例

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月8日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第1号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和35年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1・2 [略] 3 第3条の規定にかかわらず、平成10年度に完了した農地開発事業に係る負担金は、年賦支払の方法により徴収するものとし、その徴収期間は、平成11年度から起算して<u>35年</u>とし、各年度において徴収する額は、知事が定める。</p>	<p>附 則 1・2 [略] 3 第3条の規定にかかわらず、平成10年度に完了した農地開発事業に係る負担金は、年賦支払の方法により徴収するものとし、その徴収期間は、平成11年度から起算して<u>42年</u>とし、各年度において徴収する額は、知事が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例の規定は、平成17年度分の負担金から適用する。



勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月8日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第2号

勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例

勤労身体障害者体育館条例(昭和52年岩手県条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) 第1条 [略]</p> <p>(使用等の許可) 第2条 体育館を使用しようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 <u>知事</u>は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 第3条 体育館において、行商、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等) 第5条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条の許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは体育館からの退去を命ずることができる。 (1)～(5) [略] (使用料) 第6条 体育館の使用料は、徴収しない。ただし、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。)その他規則で定める要件に該当する者以外の者が、体育館を使用する場合は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、許可の際に徴収する。</p>	<p>(設置) 第1条 [略] (指定管理者による管理) <u>第1条の2</u> 体育館の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせる。 (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第1条の3</u> 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) その他体育館の利用の促進に関する業務 (使用等の許可) 第2条 体育館を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 <u>指定管理者</u>は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 第3条 体育館において、行商、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等) 第5条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条の許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは体育館からの退去を命ずることができる。 (1)～(5) [略] (利用料金) 第6条 <u>第2条第1項又は第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、体育館の利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を納付しなければならない。ただし、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。)その他規則で定める要件に該当する者は、この限りでない。</p> <p>2 <u>利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定</u></p>

(使用料の免除)

第7条 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき知事が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 第2条第1項又は第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第10条 体育館の管理については、知事が適当と認める公共的団体に委託するものとする。

(補則)

第11条 [略]

める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区 分			普通利用料金の上限額								特別利用料金の上限額
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに	1人4時 間までご とに	
入場料等を徴取しない場合	アマチュアスポーツに用する場合	学生及び生徒	円 2,650	円 4,150	円 5,530	円 6,800	円 9,680	円 12,330	円 480	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額(100円未満の端数は、切り上げる。)
		一般	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	820	90	
	その他の催しに使用する場合	26,480	41,470	55,320	67,950	96,790	123,270	2,410		2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式1時間までごとに2,040円の範囲内で知事が定める額	
入場料等を徴取	アマチュアスポーツに用する場合	学生及び生徒	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	680		
		一般	10,600	16,600	22,120	27,200	38,720	49,320	1,150		

する 場合	その他の催 しに使用す る場合	39,720	62,210	82,980	101,930	145,190	184,910	3,790	3 電気料及び暖 房料 電気を使用す る場合又は暖房 を使用する期間 においては、実 費を基準として 知事が定める額
第3条の規定に よる許可を受け た場合の利用料 金の上限額		1人1時間までごとに700円							

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、9時前及び20時後のときは17時から20時までの、9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から20時までのときは17時から20時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の勤労身体障害者体育館条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

緑化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月8日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第3号

緑化センター条例の一部を改正する条例

緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち緑化木流通施設を使用しようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 <u>知事</u>は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第3条 センター（緑化木流通施設を除く。以下この項において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>知</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第1条の3 <u>指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>その他センターの利用の促進に関する業務</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち緑化木流通施設を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 <u>指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>第3条 センター（緑化木流通施設を除く。以下この項において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>指</u></p>

事の許可を受けなければならない。

(1)~(3) [略]

2 [略]

(使用許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)~(5) [略]

(使用料)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に徴収する。

(使用料の免除)

第7条 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき知事が使用の許可を取り消したとき。

(2) [略]

(3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第10条 センターの管理については、社団法人岩手県緑化推進委員会に委託する。

(補則)

第11条 [略]

別表(第6条関係)

使用料		
9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
360円	490円	980円

定管理者の許可を受けなければならない。

(1)~(3) [略]

2 [略]

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)~(5) [略]

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、緑化木流通施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(2) [略]

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 [略]

別表(第6条関係)

利用料金の上限額		
9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
430円	580円	1,170円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の緑化センター条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

水産科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月8日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第4号

水産科学館条例の一部を改正する条例

水産科学館条例(昭和61年岩手県条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(入館の許可)</p> <p>第2条 科学館に入館しようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の入館が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 知事は、科学館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(入館許可の取消し等)</p> <p>第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を受けた者(以下「入館者」という。)に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(入館料)</p> <p>第5条 入館者は、<u>別表に掲げる入館料</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の入館料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(入館料の免除)</p> <p>第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>入館料の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他知事が適当と認めるとき。</p> <p>(入館料の不還付)</p> <p>第7条 既納の<u>入館料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1) 第4条第4号又は第5号の規定に基づき知事が入館の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 科学館の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) その他科学館の利用の促進に関する業務</p> <p>(入館の許可)</p> <p>第2条 科学館に入館しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の入館が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 指定管理者は、科学館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(入館許可の取消し等)</p> <p>第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を受けた者(以下「入館者」という。)に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 入館者は、<u>科学館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。</u>この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。</p> <p>4 利用料金は、<u>指定管理者にその収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用料金の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第7条 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1) 第4条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が入館の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) [略]</p>

(3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。
(損害賠償等)

第8条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第9条 科学館の管理については、宮古市に委託する。

(補則)

第10条 [略]

別表(第5条関係)

区分	個人	20人以上の団体
学生	140円	1人につき 70円
一般	300円	1人につき 140円

備考1 特別な資料を展示した場合において、その資料を観覧しようとする者については、特別な資料の展示を行うのに要した費用を勘案してその都度知事が定める額(以下「特別入館料」という。)を別に徴収する。

2 幼児に係る入館料並びに小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に係る入館料(特別入館料を除く。)は、無料とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の水産科学館条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第5条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月8日

岩手県知事 増田寛也

岩手県条例第5号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例(昭和40年岩手県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理の委託) 第16条 リアスハーバー宮古の管理については、 <u>宮古市に委託する。</u>	(指定管理者による管理) 第16条 リアスハーバー宮古の管理については、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</u> 2 <u>第4条、第6条、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第14条及び第17条第1項(第2号から第5号までに係る部分に限る。)</u> の規定は、前項の規定によりリアスハーバー宮古の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは「 <u>指定管理者</u> 」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条	第7条第1項 又は前条	第16条第2項において準 用する第7条第1項
第13条及び第 14条(見出し を含む。)	使用料等	利用料金
第14条第1号	第10条第2項	第16条第2項において準 用する第10条第2項
第17条第1項 第2号	第6条	第16条第2項において準 用する第6条
第17条第1項 第3号	第7条第1項 又は第8条	第16条第2項において準 用する第7条第1項
第17条第1項 第4号	第10条	第16条第2項において準 用する第10条
第17条第1項 第5号	第11条	第16条第2項において準 用する第11条

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条の2 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リアスハーバー宮古の維持管理に関する業務
- (2) その他リアスハーバー宮古の利用の促進に関する業務(利用料金)

第16条の3 第16条第2項において準用する第7条第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる港湾施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

別表第1 使用料(第12条関係)

港湾施設		金額	
[略]			
船舶のための給油施設		[略]	
	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに 6,200円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに315円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 3,100円 (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに157円)
船舶保管施設			1月までごとに1艇ごと

別表第1 使用料(第12条関係)

港湾施設		金額	
[略]			
船舶のための給油施設		[略]	

艇置場	一般	とに 3,050円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに147円)		
	生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 1,525円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに73円)		
廃油処理施設	[略]		廃油処理施設	[略]
港湾管理事務所	一般	1時間までごとに 840円	備考	[略]
	生徒及び学生	1時間までごとに 420円		
備考 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 利用料金の上限額(第16条の3関係)

港湾施設		金額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに 6,200円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに315円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 3,100円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに157円)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに 3,050円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに147円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに 1,525円 (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに73円)
港湾管理事務所	一般	1時間までごとに 840円	
	生徒及び学生	1時間までごとに 420円	

備考 この表により算定した利用料金の上限額が100円に満たないときは、100円とする。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の岩手県港湾施設管理条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第3に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第16条の3第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

岩手県報 号	外	発行日	毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)
平成18年3月8日	印刷		
平成18年3月8日	発行	購読料	1箇月 3,400円(送料共)
発行人	岩手県	印刷者	岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
		印刷兼発売所	岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社